

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 日本道路株式会社	東京都港区新橋 1-6-5
② 株式会社NIPPO	東京都中央区八重洲 1-2-16
③ 東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7-3-7
④ 前田道路株式会社	東京都品川区大崎 1-11-3
⑤ 大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿 8-17-1
⑥ 大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町 2-8-8
⑦ 世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3
⑧ 鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-27
⑨ 福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町 1-53-1

### 2. 指名停止措置期間

- ⑤の業者 平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 8 月 12 日まで（4 カ月間）  
①②④⑨の業者 平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 6 月 12 日まで（2 カ月間）  
③⑥⑦⑧の業者 平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 5 月 12 日まで（1 カ月間）

### 3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

### 4. 事実概要

公正取引委員会は、東京都、東京港埠頭(株)及び成田国際空港(株)が発注する舗装工事の工事業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成 30 年 3 月 28 日排除措置命令の対象事業者及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記 4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年 4 月 4 日議長決定）別表第 2 第 4 号に該当する。

（別表第 2 「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 11 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内